

別紙標準様式（第 6 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第 4 回 枚方市建築審査会	
開催日時	令和元年 12 月 13 日（金曜日）	午後 2 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで
開催場所	枚方市市民会館 2 階 第 6 集会室	
出席者	藤井司会長、東野裕人委員、太田照美委員、山添光訓委員	
欠席者	吉村英祐会長代理、西山利正委員、佐野こずえ委員	
案件名	<p>審議案件</p> <p>議案第 7 号 禁野本町二丁目における建築基準法第 48 条第 3 項ただし書きの規定による許可について</p> <p>議案第 8 号 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱要領の改正について</p> <p>報告案件</p> <p>報告第 21 号及び第 22 号 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の一括同意基準に基づく報告事項</p>	
提出された資料等の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 議事次第 2 議案書 3 議案書参考資料 4 報告資料 5 法第 43 条第 2 項第 2 号 許可取扱要領 	
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の案件について枚方市建築審査会として同意した。 議案第 7 号 禁野本町二丁目における建築基準法第 48 条第 3 項ただし書きの規定による許可について 2 次の案件について枚方市建築審査会として承認した。 議案第 8 号 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱要領の改正について 	

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>1 議案第7号の案件については、公開。</p> <p>2 議案第8号については、枚方市情報公開条例第5条第6号に該当するため非公開。</p> <p>3 報告第21号及び報告第22号については、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当するため非公開。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>1 議案第7号の案件については、公表。</p> <p>2 議案第8号については、枚方市情報公開条例第5条第6号に該当するため非公表。</p> <p>3 報告第21号及び報告第22号については、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当するため非公表。</p>
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	開発指導室 開発調整課
審 議 内 容	
藤井会長	<p>ただ今より、令和元年度第4回枚方市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>今日は、委員の皆様方には何かとお忙しい中、本審査会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>まず、初めに委員の出席状況を事務局からお願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	<p>本審査会の委員総数7名のうち、今日は4名、ご出席をいただいております。</p> <p>なお、吉村会長代理、西山委員、佐野委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。</p>
藤井会長	<p>今、事務局から報告がありましたとおり、今日は、過半数の委員が出席されておりますので、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が有効に成立しておりますことを確認いたします。</p> <p>さて、本日の案件は、審議案件としまして「禁野本町二丁目における建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による許可について」と「建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要領の改正について」の2件でございます。</p> <p>また、報告案件としまして、建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告案件が2件、以上を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、本建築審査会の開催に当たりまして、湯川開発指導室長より、ご挨拶をお願いいたします。</p>
開発指導室長 湯川室長	【挨拶】

藤井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、資料の確認を事務局からお願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	<p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>事前に送付させていただきました資料でございますが、議事次第。</p> <p>次に、令和元年度第4回枚方市建築審査会議案書。</p> <p>次に、議案書の参考資料でございます。</p> <p>次に、令和元年度第4回枚方市建築審査会報告資料でございます。</p> <p>次に、本日配付させていただきました資料でございますが、クリアファイルの法第43条第2項第2号許可取扱要領がとじられた参考資料でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。資料につきましては、以上でございます。</p>
藤井会長	<p>次に、本審査会は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき運営を行っておりますので、本審査会の公開・非公開につきましては、原則公開といたしますが、議案書等を確認いたしましたところ、議案第7号は「枚方市情報公開条例第5条」に規定する「非公開情報」は含まれておりません。</p> <p>議案第8号は、意思決定に至るまでの過程における情報でございます。</p> <p>また、報告第21号、第22号は個人申請の案件ですので、個人に関する情報が含まれております。</p> <p>したがって、議案第7号の案件につきましては公開とし、議案第8号につきましては、枚方市情報公開条例第5条第6号の規定により、また報告第21号、第22号につきましては、同条例第5条第1号の規定により非公開といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
藤井会長	<p>異議なしとのことでございますので、そのように取り扱いたします。</p> <p>次に、会議録につきましては、原則枚方市ホームページなどで公表いたしますが、非公開の扱いとする議案第8号、並びに報告第21号・第22号は、非公表といたします。</p> <p>また、公開の扱いとする議案第7号の会議録につきましては、公表とし、議案書等につきましても、同様に図書を抜粋して公表することでよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
藤井会長	<p>「異議なし」とのことでございますので、そのように取り扱いたします。</p> <p>それでは、本日の傍聴人の確認を行いたいと思いますが、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局 開発調整課 西村課長代理	<p>本日の傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。</p>

	<p><u>1 審議案件</u></p> <p><u>議案第7号</u></p> <p><u>禁野本町二丁目における建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による許可について</u></p>
藤井会長	<p>それでは、審議に移ります。</p> <p>議案第7号の「禁野本町二丁目における建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による許可について」、処分庁から説明をお願いいたします。</p>
<p>処分庁</p> <p>開発審査課</p> <p>阿部係長</p>	<p>開発審査課の阿部でございます。</p> <p>議案第7号「禁野本町二丁目における建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による許可について」、ご説明させていただきます。</p> <p>本議案は、第一種中高層住居専用地域内にある枚方市医師会館を整備するに当たり、この用途地域では原則、建築基準法上建築できない事務所、集会場の用途が一部含まれていることから、当該用途地域における建築物の用途制限の例外として、建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による許可を行うために同意を求めるものでございます。</p> <p>着席して説明させていただきます。</p> <p>まず、建築基準法第48条「用途地域等について」、ご説明させていただきます。</p> <p>同条では、都市計画で定められた用途地域内の建築物の用途の制限を定めております。用途制限は都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するための基本的な制限です。</p> <p>第一種中高層住居専用地域は、都市計画法において、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域です。</p> <p>第一種中高層住居専用地域内において、建築物の用途は、住居系、学校、病院、児童福祉施設等及び一定規模以下の店舗等であり、それ以外の用途は建築してはならない地域です。</p> <p>ただし書きとして、例外規定を定めており、建築審査会の同意を得て許可することができるとしております。</p> <p>また、本条の許可については、建築審査会の同意だけでなく、利害関係を有する者の出頭を求めて、公開により意見を聴取することを義務づけております。これは、本条の許可が集団規定の他の許可の場合と比較して、当該建築物の周辺住民に対して与える影響が大きく、例外的に建築物の建築を認める場合においては利害関係者の意見を聞く必要があると考えられていることによるものです。</p> <p>それでは、議案書の3ページをお開きください。3ページの裏面です。</p> <p>中段、適用条文をご覧ください。</p> <p>適用条文、建築基準法第48条3項に飛びます。</p> <p>第一種中高層住居専用地域内においては、別表第2（は）項に掲げる建築</p>

物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

飛びまして 15 項、特定行政庁は、前各項のただし書きの規定による許可（次項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

17 項です。特定行政庁は、第 15 項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の 3 日前までに公告しなければならない。

このとおり、特定行政庁が良好な住環境を害するおそれがない。または公益上やむを得ないと認められるものが許可の要件となります。

恐れ入りますが、3 ページの表面にお戻りください。

議案第 7 号の申請概要について説明させていただきます。

申請者氏名、一般社団法人 枚方市医師会 会長 藤本 良知。

敷地位置、枚方市禁野本町二丁目 1844 番 12 号。

地域地区等、第一種中高層住居専用地域（過半）、指定建蔽率 60 パーセント、指定容積率 200 パーセント、第 2 種高度地区、準防火地域。

第二種住居地域、指定建蔽率 60 パーセント、指定容積率 200 パーセント、第 3 種高度地区、準防火地域。

道路種別、建築基準法第 42 条第 1 項 1 号（市道禁野本町第 1 号線）。

建物概要です。主要用途、事務所、集会場、診療所。

敷地面積、第一種中高層住居専用地域 2,387.77 平方メートル。

第二種住居地域、103.52 平方メートル、合計 2,491.29 平方メートル。

なお、本申請敷地は、先ほど第一種中高層住居専用地域（過半）と言いましたけれども、一種中高層住居専用地域と第二種住居地域にまたがっており、このような場合は敷地面積の多い方の用途地域の建築物の制限を適用することとなります。本申請は、敷地の過半の属する地域の規定を適用しますので、第一種中高層住居専用地域内の建築物の用途制限を適用いたします。

工事種別、新築。

建築面積、申請部分 866.78 平方メートル。

延べ面積、2,794.21 平方メートル。

構造、鉄筋コンクリート造。

階数、4 階建て。

建築物の高さ、最高 20.15 メートル、軒高 19.55 メートル。

建蔽率、34.80 パーセント、容積率、107.15 パーセントです。

次に、議案書 4 ページをご覧ください。

議案書の4ページは、申請の理由書です。理由書を要約させていただきます。

今回の計画は、老朽化している枚方市医師会館の建て替えを検討するに当たり、市立ひらかた病院との連携等、行政と連携した健康施策の充実につながるものと考え、市立ひらかた病院の有効活用地を医師会館建設用地建て替えとして譲渡の要望を行ってきた経過があるとのことでした。

その結果、休日急病診療所を併設することと、大規模災害時には災害時医療救護活動を展開することの2点を条件づけとし、医師会館建設用地として有効活用地の取得に至り、この申請敷地に建て替えすることになりました。

医師会館の建て替えを整備するに当たり、第一種中高層住居専用地域では、事務所、集会場の用途は建築できないため、建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による許可が必要であり、今回の申請が出されたものです。

またここで、この有効活用地を枚方市医師会館へ譲渡することに至った経過をご説明させていただきます。

当該土地については、平成19年11月に策定した新病院整備計画において幼児療育園の移転や初期救急医療体制の再構築など、市民の健康、福祉の向上につながる形での有効利用を検討することが明記されており、枚方市ではこれを踏まえて当該土地の活用について検討してまいりました。

有効活用の用途の一つとしていた幼児療育園の移転につきましては、平成27年3月に児童発達支援センターとして、磯島北地区に整備する計画を定め、今年4月に児童発達支援センターとしてオープンしております。

一方、初期医療救急体制の再構築につきましては、平成29年3月に本市の初期救急医療の課題解決のため、また、二次救急医療機関に隣接する場所への集約により、市民にとってはわかりやすく安心できる医療を提供することができることから、当該土地の全て約2,500平方メートルにおいて医師会協力のもと、初期救急医療体制の再構築を図る方針を定めました。

先ほどの枚方市医師会からの理由書にもあったように、休日急病診療所を併設することと、大規模災害時には災害時医療救護活動を展開することの2点を条件づけとし、医師会館建設用地として譲渡することとなりました。

それでは、申請計画の内容に入ります。

5ページの付近見取図をご覧ください。青色のインデックスです。

付近見取図に用途地域を併せて表示しているものです。

中央の赤色で着色されている箇所が計画地となります。

計画敷地は、ほぼ第一種中高層住居専用地域に位置しており、南側の一部が第二種住居地域となっております。

敷地の周辺は、東側、北側には第一種中高層住居専用地域、西側には第一種低層住居専用地域、南側は幹線道路沿いに第二種住居地域が広がっており

ます。

次に6ページの用途別現況図をご覧ください。

こちらは右下の凡例のとおりに建築物を用途別に色分けしたものです。

図面の中央の赤線で囲まれているのが、今回の申請敷地です。

東側のオレンジ色で着色されているのが市立ひらかた病院で、西側のオレンジ色で着色されているものが枚方保健センターです。

そのほかの建築物用途は、黄色で着色された共同住宅や一戸建て住宅の住居施設が周辺にあります。

それでは、次に7ページ、配置図をご覧ください。

こちらの配置図の方向ですが、左側が北側になっていますので、先ほどの付近見取図と位置関係が違いますのでご注意ください。ですので、右側が南側になりますが、南側の一部に第二種住居地域の線が入っております。

上の方にある駐輪場のところを見ていただければ、第一種中高層住居専用地域と第二種住居地域の境目に点線が入っているところが境界です。第一種中高層住居専用地域が用途過半になります。

それでは、次に8ページ、平面図にまいります。

こちらの平面図ですけれども、用途別に色分けしたものとしております。

左上の凡例のとおり、緑色が診療所の用途、水色が事務所、薄ピンク色が集会所、黄色が共用部となります。

1階は主に、枚方休日急病診療所と北河内夜間救急センターが入りますので緑色。その他を共用部分、一部事務の倉庫があります。

次に、9ページ、2階、3階平面図をご覧ください。

凡例は、先ほどと同じになり、2階の左側に入っております。

2階の平面図は、主に集会所用途になっております。

右側の3階平面図は、こちらは休日歯科急病診療所と歯科医師会及び薬剤師会の事務所と会議室になります。

こちらの会議室は、もちろん歯科医師会、薬剤師会の方も使いますし、次に説明させていただきます4階の医師会の会議室にもなります。

説明が漏れておりましたが、2階の大講堂は大規模災害時の避難場所に指定される予定であり、通常であれば市民の健康講習会、医師会の会員向けの講習会が行われる用途になっており、集会所用途と考えております。

次、10ページ、用途別4階平面図をご覧ください。

4階は医師会の事務所用途になります。

続きまして11ページ、立面図です。

続きまして12ページ、断面図になります。

次に13ページ、公開による意見の聴取をご覧ください。

こちら建築基準法第48条第15項の規定により、公開により意見を聴取することになっておりまして、それを行った内容の概要です。

冒頭説明いたしましたように、本件では公開により意見を聴取することが必要であり、令和元年 11 月 7 日の木曜日、午後 2 時より枚方保健センター 4 階会議室で開催し、処分庁事務局、申請者及び利害関係者、合わせて 9 名の参加がございました。

公開により意見を聴取した内容を簡単にまとめますと、市民への集会所や会議室の貸し出しについてと、市立ひらかた病院と休日急病診療所とのすみ分けというようなことが主な内容でございました。

本許可に係る是非や課題となるご意見はございませんでした。

それでは、ここで前のスクリーンを使って現地の状況を説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

こちら紫色の部分が今回の申請地になります。

東側、こちらが市立ひらかた病院。道路を挟んでこちらが枚方保健センターとなります。

それでは、現地の状況を説明させていただきます。

こちらの写真、申請地に至る歩道になります。申請地に直接に接している場所ではなくて、こちらの歩道を介して入っていくような形になります。

こちらもそうですね。歩道を右と左で見た形ですね。このまま下りて行くと枚方市駅につながっていく道になります。

そこに今見えている角を曲がっていくと、白い建物が枚方保健センターになります。その向かいの白い擁壁が見えているところが、今回の申請敷地になります。

こちらは枚方保健センターから申請敷地を見た形になります。駐車場で車が何台かとまっています。ここが今回の申請敷地になります。奥に見えているのが、市立ひらかた病院になります。

これは真正面から見た形になります。

少し高低差がありまして、歩道から若干高低差があり、上がってきた先がここになります。今は砂利を敷いているところで、車が何台かとまっているところが今回の申請敷地になります。

現地の状況は、以上となります。

議案書の 3 ページにお戻りいただきまして、裏面をご覧ください。

最後に、調査意見でございます。

本申請敷地の過半は、第一種中高層住居専用地域内に属しております。申請建築物である枚方市医師会館の用途は、「事務所、診療所、集会場」に該当し、このうち「事務所、集会場」は、第一種中高層住居専用地域には建築することができないと規定されております。

枚方市が枚方市医師会に譲渡するに至った本申請敷地は、本市における二次救急医療機関であり、大規模災害時には災害医療センターとなる市立ひらかた病院が東側に隣接している立地でございます。

	<p>枚方市医師会が、本申請敷地に初期救急医療及び大規模災害時の医療・救護活動の拠点となる枚方市医師会館を建築することは、市立ひらかた病院と医師会館が連携して、一次から二次までの救急医療を提供する重要な拠点エリア構築の一翼を担うとともに、大規模災害時には市民の生命を守るという極めて重要な役割を担うこととなります。</p> <p>このことから本申請建築物である医師会館は、高い公共性を有し、公益上やむを得ないものと認められるものです。なお、本許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行いました。特に反対意見はございませんでした。</p> <p>したがって、本計画は公益上やむを得ないものと認められるものでございますので、建築基準法第 48 条第 3 項の規定に基づき許可を行おうとするものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。</p>
藤井会長	<p>それでは、今、説明がございました議案第 7 号につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>それでは私から質問させていただきますが、現時点でこの申請地の所有者は、既に医師会となっているのですか。</p>
処分庁 開発審査課 阿部係長	<p>いいえ、現時点では枚方市の所有でございます。</p>
藤井会長	<p>先ほどの写真からしますと、何かモータープールとして利用されているということですか。</p>
処分庁 開発審査課 阿部係長	<p>本申請地の有効活用地の検討は、平成 19 年に病院が新しく建設されることから行なってきました。その有効活用が決まるまでの間、休眠地で置いておくのではなく、有効活用したいという考えで 2020 年 3 月末まで貸し駐車場の運営を行っております。この運営は、2020 年 3 月までの期間での貸し駐車場ということで契約を行っておりますので、一時的に駐車場台数が足りないからとかそういうわけではなくて、休眠地を少しでも活用しようとした施策の一つと聞いております。</p>
藤井会長	<p>現時点では通常のモータープールとしての利用であって、病院に来られる方の駐車場としては使われているのか、使われていないのかというのはどうなのですか。</p>
処分庁 開発審査課 阿部係長	<p>病院に来られる方は、使われていないと聞いております。</p>
藤井会長	<p>そうですか。要するに使われていたら、その分、駐車台数が減って路上駐車されるリスクはないのかなど、そういう趣旨なんですけれども。</p>

処分庁 開発審査課 福田課長代理	基本的には職員の方の利用で貸しております。
処分庁 開発審査課 阿部係長	職員の利用が多いとは聞いておりますが、職員の方の対応は、2020年3月以降はどのようにするのかとお伺いしたところ、公共交通機関を利用しなければならなくなる、あるいは周辺の駐車場を探さなければならなくなるというのがわかった上で契約している職員が使っているとのことでした。
藤井会長	もう一点、医師会館が老朽化しているから建て替えたいということが理由の出発点かなと思うのですが、現在、医師会館が建っている近くで、代替地というのが見つからなかったということでもあるんですかね。それとも代替地は探さず、いわばピンポイント的にここという話だったのか、そこはどうなんですかね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	平成19年頃からの有効活用地の誘致を行っていた時点から、医師会のほうは医師会館を建てたいという申し出があったと聞いております。 平成19年の時には二本立てで、幼児療育園と初期救急医療の再構築を考えていましたので、今の敷地の半分、半分に割って活用するような施策を進めていたとのことでした。この10年ぐらいは代替地がほかに見つからなかったということと、市立ひらかた病院の連携を考えていたと聞いております。
藤井会長	今のお話だと、逆に前々から候補地になっていたということで、それが約10年間ほど、そのまま特に動きもなかったというのは、これはどういう理由なんですかね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	この10年間の経過は、初めに幼児療育園と初期救急医療の構築というのを掲げて、今の敷地の半分、半分、1,000平方メートルずつぐらいで考えていたとのことですが、幼児療育園を考えると幼児療育園の知能の発達のおくれのある子供たちが通っているところと肢体不自由児が通っている、そういう療育園と、それを合築しようという話になりまして、合築する用地というのが先に磯島の方にそういう用地が見つかりましたので、そちらに別々で建てるよりかは、初めこちらに建てようとしていた幼児療育園を合わせた方が連携しやすいということで、子育ての方はそちらに持っていこうということになったそうです。 その後、やはり初期救急医療の再構築というのをメインに残して有効活用地を考えていたと、その中でももちろん初めは敷地が半分でしたので、今の医師会がそのまま行くだけで考えていたんですけれども、歯科医師会だったり薬剤師会であったり、今、休日急病診療所だけ一緒に行こうと思っていたんですけれども、歯科医師会が入るといって急病の歯科も入ることになって、逆に北河内夜間救急がありますね、それも全部あわせてその敷地でやっっていこうという方針が長い時間、関係者がいっぱいいますので、その時

	間が必要だったというところで、その話し合いができてきたのが、ここ最近の平成 29 年ごろにやっと活用方針ができたというところで、経過的にはそれぐらいどうしても医師会だけじゃなくて、ほかも合わせて呼んでくるとか、ほかのところの調整にはそれなりの時間が必要だったというふうには聞いています。
藤井会長	なるほど、今のお話ですと何か特にデッドロックの大きな問題があって、ずっとそれが実現できなかったというようなわけではないみたいですね、。
処分庁 開発審査課 阿部係長	そのように思います。
藤井会長	わかりました。 ご意見、ご質問はございませんか。
山添委員	まず、用途地域の例外許可ということで、あくまでも特例許可ということと 思っているのですけれども、お話を聞いていますと市がかなりかかわって おられて、市の方から土地を譲渡されるというふうなことです。そもそも 用途地域は枚方市が変更決定の権限を持っておられるので、用途地域が市 の考えに合うような形で変更できなかったのかということと、それから用途 地域の変更の根拠というのが上位計画になろうかと思うのですけれども、都 市計画マスタープランですね、当該地域でどのような位置づけになっている のか、この二点についてちょっとお伺いしたいと思います。
処分庁 開発審査課 阿部係長	まず、用途地域の変更というのができなかったのかというところですが、 都市計画課に確認させていただきましたところ、用途地域の変更は5年に一 度と一応決まっていますが、変更するときの範囲の設定は基本的には幹線道 路のような大きい道路から10メートルとか15メートルの範囲で決めます。 もしくは、街区単位での変更で行っていくというふうに聞いております。で すので、今回の敷地のみを用途変更するというのは、街区単位でもかなり狭 い範囲になりますので、そういう狭い単位では用途地域の変更というのは考 えにくいということでした。 もう一つ、本市の都市計画マスタープラン等における考え方をご説明いた します。
処分庁 開発審査課 福田課長代理	マスタープラン関連資料をお配りさせていただきます。
処分庁 開発審査課 阿部係長	マスタープランの方では、大きく都市拠点というのを定めておまして、 広域中心拠点とか広域拠点、地区拠点、生活拠点という形で、鉄道を中心に 定められているのがマスター計画になります。 今回お配りさせてもらったのは、立地適正化計画の一部を抜粋させても らっています。基本的には大きなマスタープランでは鉄道の駅が拠点地区と

	<p>なっていて、立地適正化計画でそれぞれの地区において決めていっているような形になります。</p> <p>当該敷地なんですけれども、御殿山周辺地区都市機能誘導区域に立地しております。この地域では、医療、商業、子育て支援、教育文化施設を誘導施設の対象としております。</p> <p>今回の用途でいえば診療所になりますが、診療所につきましては誘導施設に合致します。ほかの二つの用途では合致していません。ただ、災害時にはもちろん集会場とか医師会館が連携してドクターを派遣したりしますので、そういう意味で災害時には救護支援施設として機能することを想定しておりますので、全く無関係な用途というわけではないというふうに考えています。</p> <p>今、配らせていただいたのは、枚方市の全体の立地適正化計画の1枚目が全体像です。</p> <p>一番上の84ページ、これが立地適正化計画でそれぞれの鉄道のところを中心として細かく区域を決めているような赤で網掛けしている都市機能誘導区域です。</p> <p>都市機能誘導区域で何を定めるかというのが、2枚目のページ数で言いますと87ページに、さっき言ったマスター計画における拠点の名前です。広域拠点、地区拠点、その他書いておりますけれども、今回では地区拠点に該当する御殿山駅周辺地区、真ん中の濃いピンクのゾーンの上から2段目が御殿山周辺地区になっています。これで誘導していきたい施設というところに病院や診療所があり、丸がついているかと思えます。</p> <p>御殿山の誘導区域はどういうようなものというのが、次の94ページです。少しわかりにくのですが、いびつな形になっております。赤い太い囲いをしているのが御殿山周辺地区都市機能誘導区域になっておまして、この下の二つ紫丸と赤い診療所の丸がついているのが、市立ひらかた病院と北河内救急医療センターです。</p>
<p>処分庁 開発審査課 福田課長代理</p>	<p>太い赤線で囲まれた薄い黄緑で、縦に赤線のハッチングされている部分の左下といますか、点が二つあると思うんですけども。</p>
<p>処分庁 開発審査課 阿部係長</p>	<p>ちょうどここが、市立ひらかた病院と枚方保健センターの位置になりますので、この間になるという位置づけにはなっております。</p>
<p>山添委員</p>	<p>ありがとうございます。それで、今回診療施設は位置づけがあるということだろうと思うんですけども、今回の主要用途というのが事務所と集会場と診療所、この三つの用途の複合用途になっており、少し分けて考える必要があるかなと思っているんですね。その中で今回用途地域にひっかかるのが集会場と事務所ということで、医師会館が入っておられるということなんで</p>

	<p>すけれども、医師会館と休日急病診療所が一緒でないといけない理由、そこから辺がどうなのかなど。議案書7ページには、建築概要が記載されていて、休日診療所でしたら診療日は、土日祝とか年末年始で、医師会の方を見ると平日9時から17時ということで営業時間と言いますか、土日ではなく平日にされていると、休日診療所は祝日土曜日曜に診療ということで、別に同じ建物でなくてもいいと言いますか、なくてもいいんだろうし、そもそも連携と言いながら休日診療所を運営している医師会は閉まっているのではないですかということで、連携できないんじゃないかと、例えば、災害時の話はそのときに医師会と連携してどこの病院に受け入れするんだとかみたいな手配はあるかと思うんですけれども、医師会と休日診療所が一緒の建物でないといけない理由というのはどういうことなんでしょうかね。</p>
<p>処分庁 開発審査課 阿部係長</p>	<p>基本的に医師会がどうかかわっているかというのを伺ったところ、ドクターの派遣は全て医師会が手配をして休日診療所を運営しているというふうに聞いております。診療時間というのはここには書いてはいますけれども、ドクターが急な用事で診療所に行けなくなったりする場合も医師会のほうでドクターを手配して診療所の運営をアシストしていると聞いております。また、ドクターの引き継ぎなども医師会の事務所で行うと聞いておりますので、全く無関係というわけではなくて、どのようなときでも医師会が間に入って診療所を運営しているとお伺いしています。</p>
山 添 委 員	<p>ということは、平日は9時から17時となっておりますけれども、土日もどなたかがおられるということですね。</p>
<p>処分庁 開発審査課 福田課長代理</p>	<p>原則、そのようです。</p>
山 添 委 員	<p>実際はそこで引き継ぎをしたりとか、例えば、ドクターの方が今週の土曜・日曜は当番だったけれども急用が入ったりとか、自分自身がお病気になられてとか、代わりのドクターがいないとか言ったら、そういう調整を時間外で医師会の方がどなたかがなられるということなんですかね。</p> <p>それと続いて聞かせていただきたいんですけれども、この大講堂の使い方は少しご説明があったと思うんですけれども、健康講演とかもそこで行うのですか。</p>
<p>処分庁 開発審査課 阿部係長</p>	<p>大規模災害以外時の使い方ということですね。</p>
山 添 委 員	<p>避難所にもなるというお話もあったと思うんですが、避難所の使い方はどちらかというと特殊なケースかなと思うんですけれども、通常使われるということは、先ほど市民の健康講座とかそういうようなお話もあって、利用されるのは市内の方ですよ。市外の方が来られるのかどうかとか、最大の定</p>

	<p>員と言うんですかね、それはどれくらいなのかというのと、あわせて事務所の部分が結構面積的に図面も含めてあると思うんですけども、常時平日の段階でどれくらいの職員の方がここで執務されるのか、ちょっと教えていただきたい。</p> <p>基本的に事務所も住居専用地域でされるということで、大勢の人がそこにいるというのは、住環境に影響があるかどうかということにもなるだろうと思うんですけども、ちょっと人数的なものを教えていただきたい。</p>
<p>処分庁 開発審査課 阿部係長</p>	<p>大講堂自体がそもそも今書いている話で客席があるようなものではなくて、どうしても健康講座とかになりますので、体操をしたり、そういうものもあるので席数は定着していません。逆に言うと、立食みたいな形で立ってでも使えるということかというと、面積的にはおよそ 300 平方メートルぐらいが使えるような形で考えているというふうには聞いています。</p> <p>実際の市民講座なんですけれども、どのぐらい来ているかというのは内容にもよるようですので、逆に 300 人とかいうような市民講座というのはあまり行ってないようには聞いています。何十人単位で、ちょっと運動を行ったりする場合もあるので、十分な広さであるのかなとは思っています。</p>
<p>処分庁 開発審査課 福田課長代理</p>	<p>大講堂は二つに分割して間仕切り壁を壁の中に収納しておりますので、区切って使うことも一応想定しています。</p>
山 添 委 員	<p>倉庫みたいなところに椅子の絵みたいなものが見えたんですけども。</p>
<p>処分庁 開発審査課 阿部係長</p>	<p>おそらく椅子は入れると思うので、保管はすると思います。</p>
山 添 委 員	<p>もしわかれば椅子は何脚ぐらいですか。</p>
<p>処分庁 開発審査課 阿部係長</p>	<p>それはまだわかりません。</p>
<p>処分庁 開発審査課 吉田課長</p>	<p>医師会の会長と一度お話したことがあるんですけども、枚方市では何年かに一度、レセプトの改正等が行われるので、そのときに枚方市の医師会の会員 300 人くらいの医師の方が全員入れるスペースがどうしても必要となってきます。まず、そこからのスタートとなることの説明を医師会の会長から聞き取りした経過がありますので、間仕切り壁で間仕切るなどして臨機応変に対応して医師会の会議などを行うとは聞いています。</p>
山 添 委 員	<p>仮に、最大 300 人が車で来られると全然スペースが足りないと思うんですけども、駅から歩いてこられるということになるんですかね。</p>
<p>処分庁 開発審査課 吉田課長</p>	<p>そのようになると聞いています。</p>

処分庁 開発審査課 阿部係長	<p>医師会の事務員の常時の人数は少人数でして、常時いる方は例えば5人とかそれぐらいなんですけれども、医師会の会員の方が来られて交流を図ったり、意見交換できるようにというところのスペースを多くとられていると聞いています。</p> <p>あと、どうしても医師会に関する書類だとかがすごく多いみたいで、倉庫の部分がこれでも足りないんじゃないかというぐらいつくっていらっしゃる場所があるので、メインは書庫になる部分と会員が使えるスペース、交流したり会議したりというスペースをメインに計画していらっしゃいます。基本の事務に関しては、本当に少ない人数で行うように聞いております。</p>
藤井会長	医師会で何かするときには、駐車スペースは少ないので公共交通機関をご利用くださいと呼びかけるということでしょうか。
処分庁 開発審査課 福田課長代理	そうですね、基本はそういうことになります。
処分庁 開発審査課 吉田課長	西側にちょうど道路を挟んで枚方市立の保健センターがあり、保健センターと医師会というのはかなり密接に連携しています。保健センターの駐車場に駐車するなど、流動的に対応すると考えられます。
藤井会長	難しいですね、例えば最大300名来ることが予想されると、じゃあ300台分駐車スペースを用意するのかと、ちょっといかがなものかというのがありますよね。
山添委員	病院はあくまでも病院の駐車場ですよね。病院の方は結構スペースがあるとは思いますが、病院は患者の方がたくさん来ます。歩いて通院されるのが難しい方は家族に送ってもらったり、自ら運転されるような場合もあるんでしょうね。
藤井会長	ほかはいかがでしょう。 よろしいでしょうかね。
山添委員	一点だけ済みません。わかれば結構なんですけれども、公聴会で西さんという方が出席されていますが、この方は自治会長ですかね。
処分庁 開発審査課 阿部係長	自治会よりもう少し大きい小学校区単位のコミュニティの会長をされている方です。来ていただいた方、3名とも自治会の方です。
山添委員	わかりました。ありがとうございます。
藤井会長	よろしいでしょうかね。 そうしましたら、ただいまご審議いただきました議案第7号について、同意するというので、ご異議ございませんでしょうか。
委員	(異議なし)
藤井会長	異議なしとのことでございますので議案第7号について、同意することといたします。

	<p>2 審議案件</p> <p><u>議案第 8 号</u></p> <p><u>建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可取扱要領の改正について</u></p>
	【議案第 8 号は非公表】
	<p>3 報告案件</p> <p><u>報告第 21 号及び第 22 号</u></p> <p><u>建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の一括同意基準に基づく報告事項</u></p>
	【報告第 21 号及び第 22 号は非公表】
藤 井 会 長	<p>それでは、これもちまして、本日予定しておりました案件は、全て終了いたしました。</p> <p>次に、審査会運営の適正化を図るため、枚方市建築審査会議事規則第 5 条第 2 項に基づきまして、本日の会議録の署名人には、私と、あと 2 名には、東野委員と山添委員をお願いをし、会議録の清書後、署名をしていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本審査会を閉会することといたします。</p>